

第10回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則
4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之
7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治
10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二
13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件6筆)
議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

第2 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について(5件6筆)
- (4) 農地台帳への登録について(1件1筆)
- (5) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (6) 農業相談について

第3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 はい。定刻となりましたので、総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 10 回総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、7 番 鈴木義昭委員さん 8 番 石井裕士委員さんをお願いをいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 2 件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくをお願いします。

(議案第 43 号)

議長 それでは、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」5 件 6 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい。それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	地積
■■■■	■■■■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 隣接する農地と一枚となっており、耕作に便利のため (現在、■■■■に利用権設定されているが、所有権移転し、引き続き■■■■で耕作を行う) (■■■■の構成員・利用権継続)	行吉 勝見 黒木啓	908 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利のため (許可後は、畑として利用予定)	行吉 勝見 黒木啓	855 m ²

■■■■	■■■■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 経営規模を拡大するため	小池栄 小池要 松田	2,629 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 自宅の近隣であり、耕作に便利のため	柳島 宮迫 村田	91 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため (受) 現在、譲渡人の実家であった家屋を借りて居住しており、今後、購入予定家屋の隣接地であり耕作に便利のため	村田 宮迫 柳島	1,977 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。)

議長 はい。1 件目・2 件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい。10月22日の16時から行吉委員それから勝見委員と、この2件についての現地確認を行っております。すでにどちらも耕作中でありまして、それから、これまでの経緯等から、特に問題はなしと判断しております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい。3 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい。10月の15日9時30分に、松田委員、小池要治委員、私の3名で現地確認をしました。申請地については、今年は水稻の作付けがされていませんでしたが、草刈管理がされていまして。その他特に気になる点はございません。以上、確認を報告します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目について朗読説明。)

議長 はい。4 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 失礼します。それでは、現地調査について報告をいたします。先般、10 月 22 日午後 1 時 30 分より、委員 3 名で現地調査を実施しました。現状、申請のあった農地については、野菜が作付けされており、適正に管理されておりましたのでご報告いたします。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 5 件目について朗読説明。)

議長 はい。5 件目について村田委員さんより報告をお願いします。

村田委員 失礼します。10 月 22 日 13 時頃、現地調査委員 3 名で現地確認を行っております。申請地については、しっかり管理されており、気になる点はありませんでした。以上、確認を報告いたします。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 44 号)

議長 それでは、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第 44 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」ご説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 1 筆 3,094 m²、 合 計 1 筆 3,094 m²

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 45 号)

議長 続きまして、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農
地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集
積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて
おります。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは別冊議案第 45 号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成につい
て」農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。2 ページをお開きくだ
さい。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利
用集積計画(一括方式)の集計を概略説明)。

甲山地区 3 筆 2,576 m² 世羅地区 3 筆 7,020 m²
合 計 6 筆 9,596 m²

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長 ございませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいで
しょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせてい
ただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

(議長交代 3 番 折元 文則)

(13 時 47 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事
項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を
求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 6 件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求め
ます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 5 件 6 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地台帳への登録について」事務局より報告を求
めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」 1 件 1 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

